

—新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者支援策—

売上が  
50%以上  
減少して

国の持続化給付金を受給された事業者に

# 店舗等家賃を補助します！

対象

次の①及び②に該当している事業者

- ①市内において、店舗または事務所を賃貸借契約により営んでいる中小企業及び個人事業主等
- ②売上減少率50%以上で、国の持続化給付金の「給付通知書」又は「口座入金部分」の写しを提出できる事業者

申請  
期間

令和2年6月5日（金）～9月30日（水）

※ただし、予算上限額に達し次第終了

申請  
方法

西東京商工会専用ホームページから申請

西東京商工会 家賃補助

検索

※申請はオンライン申請のみとなります。  
詳細については、西東京商工会へお問い合わせください。

補助  
金額

一律 30万円

（月額家賃額による変動なし）

★該当するかどうか、まずは裏面のフローチャートでご確認ください。

問合せ・相談については

西東京商工会 042-461-4573

西東京市産業振興課 042-420-2819

# まずはこちらでご確認ください

新型コロナウイルスの影響で、令和2年1月以降のいずれかの月で、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少しているか

はい

いいえ

国の持続化給付金を申請しているか

今回は対象外です。

はい

いいえ

市内で店舗または事業所を借りているか

持続化給付金を申請してください

申請が  
できたら...

はい

いいえ

給付通知書が届いた  
または  
口座に入金を確認できるか

対象外です。

はい

いいえ

通知が届くまたは口座に入金を確認できるまでお待ちください。

確認が  
できたら...

賃貸店舗等家賃補助金を申請いただけます！